

# フランス一七九三年憲法と外国人の選挙権(一)

## ——フランス革命初期の外国人の法的地位——

光 信 一 宏

### 目 次

一 はじめに

二 問題の所在

1 学説の現状およびその問題点

2 分析視角(以上、本号)

### 一 はじめに

筆者はフランス旧体制下の外国人の法的地位に関する先の論稿のなかで、「今日の外国人の権利義務関係を規律する法理の意味を、その骨格が形成されたと考えられる近代市民革命期にさかのぼって検討しなす時期に來ているのではないだろうか」と述べた。<sup>1)</sup> その際にも言及したが、右のような問題意識を筆者が抱くに至った直接の契機は、外国人への国政選挙権の付与を違憲とみなしてきた伝統的学説を再検討しようとする動きが近年、現れていること

である。そして周知のように、かかる新しい動向を主導しているのが浦部法穂教授である。浦部教授の所論のうち、本稿のテーマとの関係で特に興味深いのは近代市民革命期の国民主権原理に関する次のような理解である。<sup>(2)</sup> すなわち、その概略を示すと、国民主権という原理はそもそも君主主権論に対抗する概念として登場したものであり、そこでいう「国民」は君主および封建的特権階級以外の人々（人民）を総称するものであった。したがって、それは必ずしも「外国人」に対する国籍保持者という意味での「国民」ではなかった。国民主権の本来の趣旨は、「国籍をもつ者が主権者だ」ということではなく、「国民」とは異質な「国民」のうえに立つ權威による支配を排除するというところにある。もとより、国民主権原理の「国民」が国籍とまったく無関係のものであったわけではない。しかし国籍という観念は近代市民革命以後、国民主権原理に基づく統治機構のもとで重要な意味をもつに至ったのであり、それ以前から確固たるものとして確立されていたわけではない。かかる国籍観念の沿革からいえば、確かに国民主権原理と国籍の観念は不可分の関係にあるが、しかし国籍が国民主権の内容を規定したのではなく、むしろ国民主権が国籍の内容を規定したものと見るべきではないか。かくして浦部教授によると、「国民主権」原理を「国籍をもつ者」による権力の正当化原理ととらえるのは、必ずしも正確なとらえかたではなく、「国民主権」原理の「国民」が具体的にどの範囲の者を指すかは、どの範囲の者が主権者であるべきかによるのであって、当然に「国籍保持者」に限られるというものではない<sup>(3)</sup>ということになる。

かかる見解に対しては、基本的に好意的な評価を示す論者がいる一方<sup>(4)</sup>で、批判もいくつか出されている。例えば廣田全男氏は、「フランス革命からナポレオン戦争をへて確立された近代民主制が、国民国家において実現されたという歴史的事実を軽視している点」に浦部説の難点を見て取り、「国民主権は、対内的に君主の支配に対抗するだけでなく、対外的に外部の支配に対抗する意義をもっていた。そこにおいて、国民主権は国籍保持者としての『国民』

および「国民国家」と不可分に結びついていた」とする。<sup>(5)</sup> また和田進教授も、「フランス革命期に独自に概念化されてくる国家主権は、君主主権を否定して国民主権に基づく新しい国家体制を形成する過程において、それを阻止しようとする周辺の絶対君主制国家からの干渉を排除する原理として主張されたのであり、国民主権と国家主権という二つの主権原理の成立とは不可分の関係にあった」として、<sup>(6)</sup> 国民主権原理は国家主権の存在を前提にしているとの見地から、「国民主権原理における『国民』を国籍要件を問わないことには無理がある」と述べる。<sup>(7)</sup> これらの批判に対する浦部教授の反論に筆者はまだ接してはいないが、今後、議論が実りのある論争へと発展していくことを期待したい。

さて私見によると、浦部説には、歴史的事実関係に照らしその真偽を検証すべきいくつかの重要な論点が含まれている。そこで本稿では近代市民革命の典型といわれるフランス革命を素材にして、外国人をめぐる当時の法的状況——選挙権の問題を中心とする——に筆者なりの視点からアプローチを試みることにする。但しこの小論において、一七八九年から九九九年までの一〇年にも及ぶ革命の全期を射程に入れることは到底不可能であり、考察対象を差し当たり国民公会が一七九三年憲法を可決した九三年六月二四日までとしたい。九三年の前半期で区切る他の理由は後述するとして、ここでは九三年憲法がフランス憲法史のなかで占める位置について一言しておく、同憲法については、これまで外国人に国政選挙権を保障した唯一の憲法である——周知のように、地方選挙権の保障は一九九二年六月二五日の憲法改正によって一定の範囲において実現した——とする見方が多数説であり、その意味でも同憲法の分析・検討は避けることのできない重要な課題といふべきである。本稿の表題を「フランス一七九三年憲法と外国人の選挙権」とした理由もそこにある。もともと、九三年憲法についての上述の評価は異論の余地がまったくないものというわけでは決してない。そこで次章では、序論として、この点に関する学説の現状を一瞥し、

問題の所在がどこにあるのかを探ることにする。

(1) 拙稿「フランス旧体制下の外国人の法的地位に関する覚書——『内国人』、『外国人』、『国籍』——」『愛媛法学会雑誌』第二三卷第二号(一九九六年)八〇頁。

(2) 浦部教授の所論については、以下の文献を参照のこと。浦部法穂「憲法と『国際人権』——『外国人の参政権』を中心に——」『国際人権』一号(一九九〇年)二四頁以下、同「日本国憲法と外国人の参政権」除龍達編『定任外国人の地方参政権』(一九九二年)四五頁以下、同「外国人の参政権」再論『憲法理論研究会編『人権理論の新展開』(一九九四年)四五頁以下、同(『新版』憲法学教室II』(一九九六年)二二三頁以下。

(3) 浦部・前掲「日本国憲法と外国人の参政権」五八頁。

(4) 例えば、渡辺久丸「『外国人の人権』と日本国憲法——とくに定任外国人の参政権に限定して——」『島大法学』第三六巻第四号(一九九三年)八三頁。

(5) 廣田全男「定任外国人の地方参政権に関する覚書」『都市問題』第八六巻第三号(一九九五年)八六頁。

(6) 和田進「『国民主権』と『住民自治』」『月刊部落問題』二二二号(一九九四年)一六頁。また同「国民代表原理と選挙制度」(一九九五年)三頁以下も参照のこと。

(7) 同右・一八頁。

## 二 問題の所在

### 1 学説の現状およびその問題点

一七九三年の「人および市民の権利宣言」は二五条以下においていわゆる「人民主権(souveraineté du peuple)」

原理を掲げるとともに、二九条において、「各市民は、法律の制定、およびその受任者もしくはその代理人の選任に参加する平等な権利をもつ」と定める。そしてこれらの規定を受けて、一七九三年の「憲法」は主権の主体ならびに主権行使の内容をより明確にしている<sup>(2)</sup>。それによると、「主権者人民」は「フランス市民の総体 (universali  des citoyens franais)」であり(七条)、議員 (deput s) を直接選任し(八条)、地方行政官、公仲裁人、刑事裁判官および破毀裁判官の選出を選挙人に委任し(九条)、法律を議決する(一〇条)といった、主権の行使に直接関わる行為を行う。そしてそのために、フランス人民はカントンの第一次集會に区分される(二条)。すなわち、第一次集會は各カントンに六カ月以上居住する二〇〇人ないし六〇〇人の市民からなり(一一、一二条)、選挙 (elections) は記入投票もしくは大声で(一六条)、法律に関する投票 (suffrages) は賛成または反対によって行われる(一九条)。ちなみに、上記八条にいう「議員」とは立法院(「国民議會」)の構成員のことであり、立法院選挙(国政選挙)が主権行使の一態様をなすことは明白である。

フランス市民はこのように、主権者の一員として選挙ならびに投票に参加する権利を有するが、フランス市民の要件は第三章「市民の身分 (De l'etat des citoyens)」に定められている。そして三カ条ある条文のうち、特に四条が重要だと思われるので、その邦訳を以下に掲げておく(なお、五条は市民の権利の行使を喪失する場合を、六条は市民の権利の行使が停止される場合をそれぞれ定めている)。

「四条 次の者はフランス市民の権利の行使を認められる。

フランスに生まれ、かつ居住する満二一歳のすべての男性。

フランスに一年以上前から居住し、満二一歳以上に達したすべての外国人で、フランスで自己の労働で生活し、または所有権を取得し、またはフランス人女性と結婚し、または養子を取り、または老人を扶養する者。

最後に、立法府によって、人類に多大な功績があつたと判断されたすべての外国人。」

ここでやや問題になりうるのは、四条が定めるのは直接には「フランス市民の権利の行使の要件」であり、「フランス市民の資格要件」ではないのではないかという点である。実際、「市民の資格」と「市民の権利の行使」は厳密には区別することが可能であり、九一年憲法およびジロンド憲法草案のように、この二つを区別していると解しうる憲法も存在する。<sup>(4)</sup> 但し九三年憲法については、第三章の表題が「市民の身分」とされている点にも留意が必要であり、このことに重きを置くならば、「市民の資格」と「市民の権利の行使」はむしろ一体のものとして理解することもできると思われる。いずれにせよ規定上、必ずしも明確ではない部分が九三年憲法に存することは確かであり、ここでは結論を保留しておきたい。

さて四条の解釈をめぐる論点は、大別して二つある。第一に、四条は選挙権（および投票権）を外国人に保障しているであろうか。第二に、保障しているとする解釈をとった場合、それは九三年憲法が唯一の例と見るべきであろうか。前述したように、多数説はこの二つの問いのいずれに対しても肯定する。以下、「今日のフランス憲法学の理論的到達点を示す」<sup>(5)</sup>ものと考えられるE・プショーの見解<sup>(6)</sup>を軸に、学説の現状を概観しよう。

第一の論点に關しまず注目されるのは、S・カポラルの解釈である。カポラルは、九三年憲法が五条において外国への帰化(naturalisation)を市民権行使の喪失原因の一つに挙げていることに注意を喚起したうえで、次のように述べる。いわく、「外国に帰化すること、すなわち国籍を放棄すること——この当時、二重国籍の觀念は存在しない——は、市民資格(citoyenneté)を放棄するのと明らかに同じことを意味する。反対に、フランス市民の資格を現実に取得することは帰化に類似しているように思われる」と(傍点は原文では斜体)。革命への参加が厳しく要請されるなか、「外国人にとって市民になることは、論理必然的に、他の一切の所属を捨て去ることと同義であつた」<sup>(8)</sup>。

かかる見方によれば、九三年憲法においても基本的には一種の国籍要件が課されていると解すべきであり、外国人の身分のまま選挙権を行使することが認められているわけではないことになろう。<sup>(9)</sup>

これに対し、プシヨールに代表される多くの学説は、九三年憲法は外国人に選挙権を付与していると解する。<sup>(10)</sup> その根拠は、四条のなかの、「フランスに一年以上前から居住し、満二一歳以上に達したすべての外国人で、フランスで自己の労働で生活し、または所有権を取得し、またはフランス人女性と結婚し、または養子を取り、または老人を扶養する者」および「立法府によって、人類に多大な功績があつたと判断されたすべての外国人」(傍点は引用者)という箇所求められる。<sup>(11)</sup> そしてそれは、外国人が一定の要件のもとにフランス市民の権利の行使を認められるという規定形式 (habitation) がとられていることを重視するためであると思われる。<sup>(12)</sup>

次に第二の論点に移ると、まず少数説として、Ph・アルダンの見解が挙げられる。<sup>(13)</sup> アルダンによると、国民主権原理が主張されたのは外国あるいは外国人に対する反発からではなく国王権力への対抗からであり、それゆえ、「同原理から、市民ではない者を代表者の指名から排除するということが必然的に導かれるわけではない」。かかる国民主権原理についての捉え方は浦部教授の見解と相通するものがあるが、それはさて置くとして、外国人が投票権 (droit de vote) を享有できることを明示した規定として、アルダンは九三年憲法四条と並び、九五年憲法一〇条および九九年憲法三条を挙げる。但し、そのように解する理由は一言も述べられてはいない。ちなみに後二者の規定はいずれも、外国人が「フランス市民になる」ために必要な要件を定めたものである。九三年憲法四条との違いがあるとすれば、九三年憲法の場合、外国人という身分を保持したまま選挙権を行使することが認められているように読むことができるのに対し、九五年、九九年の両憲法は外国人がフランス市民という身分を取得することを求めているといえよう。つまり、選挙権を行使する際の肩書が「外国人」(九三年憲法)なのか、「フランス市民」<sup>(14)</sup>(九五

年、九九年の両憲法）なのかという違いである。そして仮にそうだとすれば、重視すべきはここでも条文の規定形式だということにならう。

このように見てくると、多数説が九三年憲法を以て外国人に国政選挙権を保障した唯一の例と解する根拠は理論的なものというより、すぐれて形式的なものというべきかもしれない。さらにいえば、この問題に関する立ち入った研究はこれまでのところ、残念ながら皆無に近いというのが現状である。その理由はいくつか考えられるが、とりわけ指摘されるべきは、選挙権の保障を国民に限るべきだとする考えがいわば自明の理とされており、外国人への保障に対する問題関心が薄いことであろう。とはいえ、前述の一九九二年六月二五日の憲法改正をめぐる論議に見られるように、近年、右の傾向に一定の変化が見られることも確かであり、そのようななかで九三年憲法に言及する例が増えている。但しその場合でも、九三年憲法があくまで例外であり、しかも結局施行されずに終わったことが必ずといってよいほど指摘され、さらには強調されさえする傾向にあることは見逃すことのできない事実である。しかしそうなると、フランス憲法史のなかで九三年憲法はいわば異端のものとされざるをえないであろう。R・シャピユが、「あらゆる体制下でのフランス法の状況からいって、この規定（九三年憲法四条——引用者）は法的に珍しいもの（une curiosité juridique）である」と述べているのは、<sup>(15)</sup>学説の一般的評価を代表するものといえよう。

しかし、右のような評価を下すにはなお慎重な姿勢が必要だと考えられる。まず九三年憲法を例外とする見方については前述のように異論が存するところであり、本稿でもこれとはやや異なる視点から検討を加える予定である。次に九三年憲法が施行されなかったという点であるが、このことが同憲法の軽視を帰結するものでないことは、同憲法に対して「フランス憲法のうちで最も民主的な統治制度を構築したもの」<sup>(16)</sup>という高い評価が与えられてきた事実を示すだけで十分であろう。いずれにせよ、ここで求められているのは、九三年憲法を革命当時の外国人をめぐ



る問題状況に照らし歴史的に位置づけるための視点ではなからうか。そこで次に、この点に関する過去の先行業績を振り返ることにしたい。

- (1) 例えば二五条は、「主権は人民に属する。それは、単一、不可分で、時効によって消滅せず、不可譲である」と定める(なお一七九三年憲法の人権宣言および憲法典の訳は原則として、辻村みよ子『フランス革命の憲法原理 近代憲法とジャコバン主義』(一九八九年)四〇六頁以下にしたがう)。
- (2) 辻村・同上二二八頁。
- (3) Cf. D. Lochak, "La citoyenneté : un concept juridique flou", D. Colas et al. (dir.) *Citoyenneté et nationalité* (1991), p.187.
- (4) 九二年憲法は、第二篇「王国の区分および市民の身分」六条においてフランス市民資格の喪失要件を、第三篇「公権力」第一章第二節五条において能動的市民の権利の行使の排除要件を定める。またジロンド憲法草案は、第二篇「市民の身分、および市民の権利の行使のために必要な要件」二条においてフランス市民資格の喪失要件を、同五条において投票権の行使の無能力原因を定める。いずれの憲法においても、後者の規定が適用される場合には市民資格そのものは喪失せず、単に権利の行使が否認されるにとどまるとする解釈があるいは可能ではなからうか。
- (5) 拙稿「フランスにおける外国人の選挙権・補論——憲法学説について——」『愛媛法学会雑誌』第二一卷第三号(一九九五年)一二五頁。
- (6) E. Peuchot, "Droit de vote et condition de nationalité", *Revue du droit public et droit de la science politique* (1991), pp. 488 et s.
- (7) S. Caporal, "Citoyenneté et nationalité en droit public interne", G. Kouhi (dir.) *De la citoyenneté* (1995), p.67.
- (8) *Ibid.*, p.68.
- (9) そのほか、九三年憲法を含むフランス革命期の諸憲法は国籍の定義をかなりの程度で緩和したただけであり、外国人に選挙権を付

説  
論  
(10) のちに言及するもののほか、例えば以下の文献を参照。F. Luchaire et G. Conac (dir.), *La constitution de la République française*, 2<sup>e</sup>éd.(1987), p.206.; B. Chantebout, *Droit constitutionnel et science politique*, 12<sup>e</sup>éd.(1995), p.541.; F. Déjérété, *Les droits politiques des étrangers*(1995), p.13.

(11) Peuchot, *op. cit.*, p. 490. これに対しD・リュジエおよびJ・シケルは「立法府によって、人類に多大なる功績があったと判断されたすべての外国人」という部分のみを挙げる(D. Ruzié, “Les droits publics et politiques du travailleur étranger”, *Les travailleurs et le droit international*(1979), p.329 note (23).; J. Gicquel, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 10<sup>e</sup>éd.(1989), p. 605.)がその趣旨は明らかではない。

(12) これに対し、四条の残りの箇所(「フランスに生まれ、かつ居住する満二歳のすべての男性」が「フランス人」に関わるものであることは論を俟たない。なおこれまでの主流的学説は特に「フランスに生まれ、かつ居住する」という部分に着目し、それは出生による国籍の取得に関し「生地主義」の原則を採用したものと解する(やま古ら例としてJ. Maury, “Nationalité”, *Repertoire de droit international privé*, 11vol.(1929-1934). 最近の例としてP. Lagarde, *La nationalité française*, 2<sup>e</sup>éd.(1989), p.41.)。しかしこれに対しては有力な異論もあり、のちに検討する機会をもちたい。またこのこととも無関係ではないが、九三年憲法が二八条において「市民の権利を行使するすべてのフランス人(Français)は、共和国の全領土内で被選挙資格をもつ」と定めていることについて、ブシヨールは被選挙資格を「フランス人」に限定するという趣旨に理解してゐるようである(Peuchot, *op. cit.*, p. 490.)。

(13) Ph. Ardant, “Les exclus”, *Pouvoirs* no. 7(1978), p.57.

(14) ブシヨールは「九五年、九九年の両憲法にいう「フランス市民」の概念はフランス国籍を前提にしたものと捉えてゐる(cf. Peuchot, *op. cit.*, p.490.)。

(15) R. Chapus, “Rapport français”, *Études Migrations* no. 49(1978), p.113.

(16) 辻村・前掲三八八頁。

## 2 分析視角

これまでのフランス革命史研究は膨大な数にのぼるが、外国人問題を直接テーマに掲げたものは必ずしも多くはない。ここではまず、わが国の議論を主導する立場にあると目される西川長夫教授の研究を紹介したい。<sup>(17)</sup>

西川教授はいわゆる京都学派の系譜に連なる史家であり、高橋幸八郎に代表される戦後の正統的革命史学とは一線を画しているが、<sup>(18)</sup>教授の基本的立場は次の発言のなかに示されている。いわく、「われわれが今とらわれている国家のイデオロギー、世界地図のイデオロギーから解放されるためにはどうしたらいいか、その一つの手段として、近代国家と国家のイデオロギーがはじめに形成された場と過程を観察する。つまりそういうものとしてフランス革命を見直してみてもどうだろう」と。<sup>(19)</sup>「世界地図のイデオロギー」という言葉は一般にはあまり馴染みがないが、教授自身の説明によるとこうである。「どの国でも世界地図を作るわけですけれども、いずれも自分の国を中心にして、それから北を上にしてる。そしてどこにも国境があつて、色わけされたそれぞれの国では国家と民族と文化が一致する建前になっている。そしてそこでは、『われわれ』と『彼ら』という二分法が強力に作用している。そういうようなことを考えて、世界地図のイデオロギーといっているのです」。<sup>(20)</sup>右の発言に出てくる「国境」、「国家と民族と文化の一致」、そして「われわれ」と「彼ら」という二分法といったものはいずれも、いわゆる国民国家(Etat-Nation)において多かれ少なかれ見いだされる特徴であることから、西川教授のいう「世界地図のイデオロギー」は「国民国家のイデオロギー」と言い換えることができよう。かくして西川教授のねらいをあえて一言でいえば、「国民国家のイデオロギー」を克服ないし脱構築するための手掛かりを掴み出すところにあるといえよう。

西川教授は以上の視角に立つてフランス革命の再解釈作業を精力的に進めている。そして外国人問題への関心も

まさにその一環に他ならない。すなわち教授によれば、「現代的な意味の『外国人』という概念は新しくつくられたものであつて、それはフランス革命によつてつくられたものであり、「その外国人の概念がどうやってつくられていくか、これは国民国家の形成にかかわる」。つまり国民国家は「統合」と同時に「排除」の機能をもっており、国民統合の強化に伴い、女性等ともに排除される非市民としての外国人のイメージが形成されていったというのが、西川説の要点である<sup>(21)</sup>。そこにおいて提示されている「国民国家の形成」という理論枠組みは問題解明のうえで基本的に有益と考えられるのであり、本稿でもそれを踏まえることにする。なおこの場合、「国民国家」の意味が問題になるが、ここでは立ち入った検討を断念せざるをえず、西川教授自身も引用している木畑洋一教授による、「国境線に区切られた一定の領域から成る、主権を備えた国家で、その中に住む人々（ネイション＝国民）が国民的一体性の意識（ナショナル・アイデンティティ＝国民的アイデンティティ）を共有している国家」という定義で一応満足しておかねばならない。

さてフランス革命期について、西川教授は概ね次のような時期区分を行う<sup>(24)</sup>。第一期（一七八九年～九一年）は、人権宣言および九一年憲法が制定され、またパスポートが廃止される（三カ月間）など、「革命の理想としては外国人との間の区別をできるだけなくす、インターナショナルの方向へ向かう時期」である。次の第二期（九二年～九三年）には、外国人の知識人に市民権を贈るといふ議会の決議が出され、トーマス・ペイン、アナカルシス・クロイツら三名の外国人が国民公会議員に選出されるなど、「その解放的な方向がもう少し、明確な形をとって表される」。そして九三年憲法は、「革命が外国人に開かれる頂点をなしている」。ところが第三期（九三年～九四年）になると状況が一変し、外国人の陰謀説が広まり、外国人議員の国民公会からの追放そして逮捕が行われる。さらに第四期（九四年～）になると、クロイツが処刑され、「外国人の滞在を一切認めない方向にすすんで、外国人の完全排

除という事態」に至るといふ。

右のように大まかに四分された時期のうち、外国人政策の転換の面期をなすのが第三期であり、西川教授はそこにおいて、「革命の変質をもたらす深い断絶があった」として、「協和、すなわち基盤の拡大による国民統合から、排除、すなわち基盤の縮小強化による国民統合への転換」という言葉でそれを要約する。そしてその時期を、「王の処刑と王妃の処刑との間」(九三年一月二日～同年一〇月一六日)、「さらに狭くとればアマルガム法と総動員令との間」(九三年二月二日～八月二三日)に求める。<sup>(25)</sup>

外国人をめぐる事態の変化を指摘したのは、しかし西川教授が初めてではない。既に、第三共和制期の革命史学を代表するひとりであるA・マチエがその古典的著作『フランス革命と外国人——コスモポリタニズムと国民防衛』<sup>(26)</sup>において、このことを詳しく観察している。しかし一九一頁に及ぶ本書の内容に立ち入る余裕はなく、ここでは、マチエ以後の学説を代表すると考えられるJ・ポルトメの研究<sup>(27)</sup>に触れるにとどめる。フランス革命についてポルトメは、「一八世紀のコスモポリタン哲学の普遍主義的理想(ideal universaliste)の伝統」と「君主制国家の国民的(national)伝統」という、二つの異質な伝統を継承・発展させたものであるとの見方を提示する。<sup>(28)</sup>そこには、「コスモポリタニズム」と「国民防衛」の対抗関係を基軸に革命を理解するマチエ説の影響が窺われるが、ポルトメはオーストリアに対する宣戦布告(九二年四月二〇日)とテルミドル九日のクーデター(九四年七月二七日)の両事件を境にして三つの時期を区分する。そして、戦争の展開とともに「普遍主義的理想の伝統」が衰退していく様子を叙述している。<sup>(29)</sup>但し、ポルトメは一方から他方への移行という単純な見方に与しているわけではなく、二つの伝統が「交錯しあう(s'entrecroiser)」状況に注意を喚起している。<sup>(30)</sup>

以上、西川説とポルトメ説を簡単に紹介した。時期区分の方法などに微妙な相違点が存するが、ここでは問わな

いでおく。いずれにせよこれらの学説からは、外国人への対応の仕方に関し、当時、ある意味で対極に位置する二つの傾向——西川教授の言葉を借りると「協和」と「排除」——が存在しており、革命の進展に伴い、外国人を排斥・嫌疑の対象とみなす傾向が次第に強まっていく状況が浮かび上がってくるであろう。そしてこのことを一応前提にして考察を進めると、一七八九年〜九三年前半は、ごく大雑把にいうと、普遍主義ないしコスモポリタニズムの理念が前面に掲げられ、外国人への友愛・連帯の意識が高揚する時期とほぼ重なっている<sup>(31)</sup>。但し、九三年の前期で区切る理由はそれだけでなく、九三年憲法の存在があることは前述した通りである。

次に話は前後するが、八九年はもちろんフランス革命の勃発によって旧体制が根本から覆された年であり、外国人に関する新しい法理が誕生したという意味でもそれは画期をなす。但し新しい法理の誕生といっても、八九年当時においてそれはなお大まかな輪郭にすぎず、より具体的かつ明確な形を現すにはさらなる年月を要したと考えられる。そして一つの到達点として、ここでは九一年憲法の成立に注目しておきたい。

こうして本稿は、主に選挙権の問題を念頭に置きながら、外国人に関する近代的法理の形成過程の一端に触れることを目的とする。なお外国人(étranger)は、「その政治的社會集団に所属しない者<sup>(32)</sup>」という一般的な定義が示すように、概念上、当該政治共同体の構成員(内国人)の存在を前提としており、両者はいわば表裏一体の関係にある。そして内国人は「国民国家」のもとでは「国民」という特殊歴史的な存在形態をとる。したがって革命期の外国人問題の解明のためには、同時に国民のあり方をも視野に入れることが不可欠であろう。加えて、国民と外国人を区別する基準となる国籍の観念が特に重要な意味をもつことは、のちの叙述のなかで明らかにされるはずである<sup>(33)</sup>。

(17) 西川教授の近年の論稿として、別註で引用するもののほか、以下を参照のこと。西川長夫「Ⅱ 一八世紀 フランス」歴史学研

究会編『国民国家を問う』(一九九四年)二四頁以下、同「序 歴史的過程としてのヨーロッパ」西川・宮島編『ヨーロッパ統合

- と文化・民族問題』(一九九五年)一一頁以下等。
- (18) 戦後のわが国におけるフランス革命史研究の展開を跡づけた西川教授の論稿として、Nagao Nishikawa, “Quelques réflexions sur l’historiographie japonaise de la Révolution Française——l’État-Nation et son idéologie”, M. Vovelle (dir.), *L’image de la Révolution Française*, vol. II (1990), pp.1268 et s.
- (19) 近代社会史研究会(問題提起—西川長夫)「フランス革命と国民統合——社会史と国家論の接点を求めてI」『ユスティティア』二号(一九九〇年)二〇一頁以下。
- (20) 同上、二〇一頁。
- (21) 同上、二二七頁以下。
- (22) 西川長夫「序 日本型国民国家の形成——比較史的観点から——」西川・松宮編『幕末・明治期における国民国家の形成と文化変容』(一九九五年)五頁。
- (23) 木畑洋一「I 世界史の構造と国民国家」前掲・『国民国家を問う』五頁。
- (24) 参照、西川・前掲註(19)二一八頁以下。
- (25) 西川長夫「フランス革命と国民統合——比較史の観点から」『思想』七八九号(一九九〇年)一一二頁。
- (26) A. Mathiez, *La révolution et les Étrangers* (1918), 191p.
- (27) J. Portemer, “L’étranger dans le droit de la révolution française”, *Recueils de la Société Jean Bodin*, vol. X, *L’étranger* (1958), pp.533 et s.
- (28) *Ibid.*, p.533.
- (29) すなわち、一方において人権宣言の革命は、他国の人民を解放し、フランス国内の外国人に国民と同等の権利を認める、国境のない革命であろうとした。《droit d’aubaine》は一七九〇年頃には廃止され、外国人はフランスの政治生活において重要な役割を果たし、なかには国民公会議員になる者さえ現れる。しかし戦争の勃発に直面して、国民的伝統への復帰を余儀なくされるに至り、

(30) *Ibid.*, p.534.  
 ベイシラの逮捕をしてシロートの処刑が行われ、外国人に対する監視が強化されていくことになる (*Ibid.*, pp.533-534)。

(31) もとより、このことは当時、別の傾向が存在しなかったことを意味するものでは決してない。ところで、「別の傾向」をどう呼ぶべきかは一つの問題であるが、「ナショナリズム (nationalisme)」という名称は、トーマシヨが厳しく批判しているように、*de* (J. Godechot, "Nation, patrie, nationalisme et patriotisme en France au VIII<sup>e</sup> siècle", *Acte du Colloque, Patriotisme et Nationalisme en France à l'époque de la Révolution française et de Napoléon* (1970), pp.7 et s.) もしくは「ペトリオチスム (patriotisme)」と訳すべきかもしれない (「ペトリオチスム」に関する歴史研究として、A. Aulard, *Le patriotisme français de la renaissance à la Révolution* (1921), 283 p.)。いずれにせよ、革命当時の「コスモポリタニスム」と「ナショナリズム」なら、「ペトリオチスム」の関係は複雑な状況を呈しており、二つを機械的に対置することは問題の本質を見誤らせる恐れがあると思われるが、この点は今後の課題としておきたい。

(32) J. Gilissen, "Le statut des étrangers, à la lumière de l'histoire comparative", *Recueils de la Société Jean Bodin*, vol. IX. l'Étranger (1958), p.10.

(33) なお、F. ボレラは「nationalité」(国籍) という言葉が最初に登場するのは一八四三年頃であったとしている (F. Borella, "Nationalité et citoyenneté", D. Colas et al. (dir.), *op. cit.*, pp.211 et s.)。そうだとすると、フランス革命当時「nationalités」は存在しなかったことになるが、しかし言葉の不存在が実体そのものの不存在を直ちに意味するわけではないことはもちろんである。

〔付記〕脱稿後、S. Wahnich, *L'impossible citoyen* (1997) 406 p. に接した。その紹介・検討は後日に期したい。